

第1章 計画策定に あたって



1 計画策定の背景とねらい

奥州市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、奥州市の地域福祉活動を進める中核的な組織として、平成18年4月の設立（旧2市2町1村の社会福祉協議会の合併）から15年目となりました。

この間、平成21年には事業編成作業を行い、さらに『奥州市地域福祉活動計画』～みんなが住みよいまちづくりに向けて～を策定し、新たに本会として組織基盤を整備するとともに、住民はじめ行政、関係団体との協働により、地域のあらゆる福祉課題への解決に取り組んできました。その後、平成27年度に策定を行った第2次地域福祉活動計画の執行と事務事業の見直しに着手しながら、地域での福祉課題解決の仕組みづくりを行い、地域共生社会の実現に向けた一歩を踏み出しました。

しかし、少子・高齢化による人口減少や核家族化、8050やダブルケアといった新たな課題、新型コロナウイルス感染症拡大予防の影響による景気低迷などを背景に、地域の福祉ニーズは、ますます多様化・複雑化し、新たな福祉（生活）課題に直面している一方で、平成27年の介護保険制度改正と子ども子育て支援新制度の施行、平成28年には社会福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正社会福祉法」という。）による法人制度の見直しなど、本会を取り巻く環境は大きく変容しています。

この時にあたり、より一層の経営努力と効果的かつ効率的な組織運営が求められていることから、基本理念や基本目標は継承しながらも、組織、事業、財政等における現状と課題を明らかにし、さらに地域福祉を推進するための組織・基盤の強化と法人経営の適正化を目的に、『奥州市社会福祉協議会発展・強化経営計画（以下「本計画」という。）』を策定することとしました。

加えて、第3次奥州市地域福祉活動計画の策定も同時に進めながら、両計画の相加相乗効果もねらいます。

2 計画の期間

本計画は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

3 計画の位置づけ

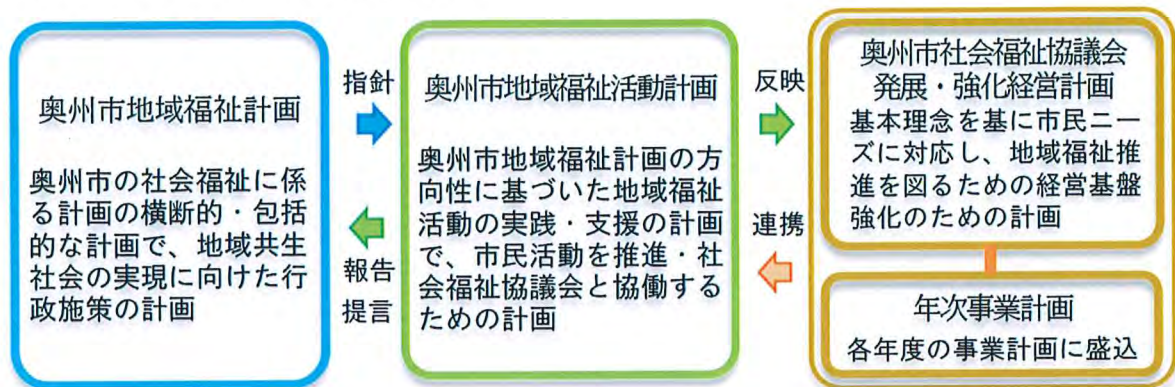
全国社会福祉協議会が平成4年に策定した新・社会福祉協議会基本要項による社会福祉協議会の活動原則は、①住民ニーズ基本の原則、②住民活動主体の原則、③民間性の原則、④公私協働の原則、⑤専門性の原則の5つの活動原則に基づいて、地域の特性を生かした活動を行うこととされており、①住民ニーズ・福祉課題の明確化、住民活動の推進機能、②公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能、③福祉活動・事業の企画及び実施機能、④調査研究・開発機能、⑤計画策定、提言・改善運動機能、⑥広報・啓発機能、⑦福祉活動・事業の支援機能の7つの機能を発揮することとされています。

本計画は、このことを基本視点にもち、本会としての経営ビジョンや進むべき方向性を明らかにしながら、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な方策を推進することをめざす

組織における発展・強化を図るための可能な計画として位置づけるとともに、第3次奥州市地域福祉活動計画の実効性を担保するための経営戦略も兼ねます。

また、第3期奥州市地域福祉計画等の関連する行政施策にも反映されるように、奥州市との連携を図っていきます。

各計画のイメージは、次のとおりです。



4 計画の体系及び策定方法

本計画では、部門戦略別に5年間で到達すべき目標を“今後の目標”、目標を達成するための具体的な推進方法を“具体的な行動”として、年次により計画しています。

策定に際しては、管理職による策定部会と補佐・係長級職員による作業チームが処理にあたり、効果的かつ適正な計画となるよう外部有識者によるアドバイザー委員会を設け、次の策定項目を目安に、現状の把握、課題抽出、原因の究明、改善方法の立案、メリット・デメリットの検証、計画案の立案の順に作業を行っています。

5 計画の策定項目

次の項目を策定の柱とします。

(1) 信頼ある組織・機構づくりと事業推進体制の見直し

- ①本所と地域の拠点 ②効率性と機能性の事務事業 ③機構の再検討 ④サービスの良質化

(2) 法人運営と職員管理・育成の強化

- ①行動指針の制定 ②理事業務の明確化と選出区分等の検討 ③適正規模の職員配置 ④人材育成策の充実 ⑤働きやすい環境づくり

(3) 効果的な事業運営と財政基盤の確立

- ①会費・ささえあい協賛金の一元化 ②補助・受託事業の適正化と新規国庫座の確保 ③限られた人材や財源による効果的事业展開の模索（事務事業の見直しの継続） ④公的財源減に対応する保有財産の利活用方針の設定 ⑤安定した財源確保のための取組み

(4) ニーズに基づいた事業展開と評価及び支援体制の確立

- ①社会資源（地域や関係機関）との連携強化 ②福祉活動専門員の配置見直しと専門性の確保 ③3部門の事業方針の設定（地域福祉部門・介護保険部門・児童福祉部門） ④災害対応の強化

6 計画策定の視点

◆ 計画の目標

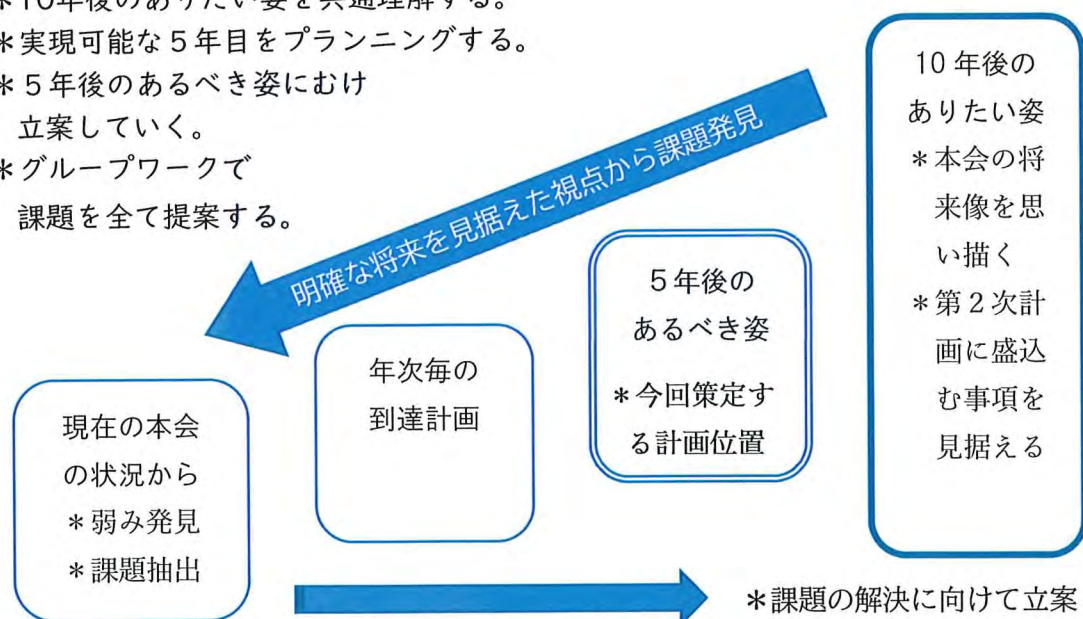
- *本会の社会的意義を明確にする。
- *ガバナンス(統治・支配・管理を示す言葉で、「健全な法人経営を目指す、法人自身による管理体制」をいう。)の強化と見える化・見せる化により透明性を確保する。
- *ダウンサイジング(スリム化)を図っていく(組織・機構・財政・事務・事業等々)。
- *職員行動規範を策定し、個々のスキルアップを目指す。
- *財政基盤の充実と強化を図る。

◆ 計画策定のポイントとして

- *将来的に持続可能なしくみか。
- *効果的な投資あるいは、効率的な内容か。
- *恒常的に安定した望まれる市民サービスの提供か(ニーズ)。
- *公益性公平性の観点が維持されているか。
- *組織にマッチした内容であるか、実現できる裏付けはあるか。
- *頑張れば達成可能なレベルなのか、無理な内容になっていないか。
- *地域のためのオリジナルではないか、一方で本会らしさ、独自性、自主性はどうか。
- *コスト(経済的、時間的、肉体的、頭腦的、精神的)はどうか。

◆ 策定の考え方

- *10年後のありたい姿を共通理解する。
- *実現可能な5年目をプランニングする。
- *5年後のあるべき姿にむけ立案していく。
- *グループワークで課題を全て提案する。

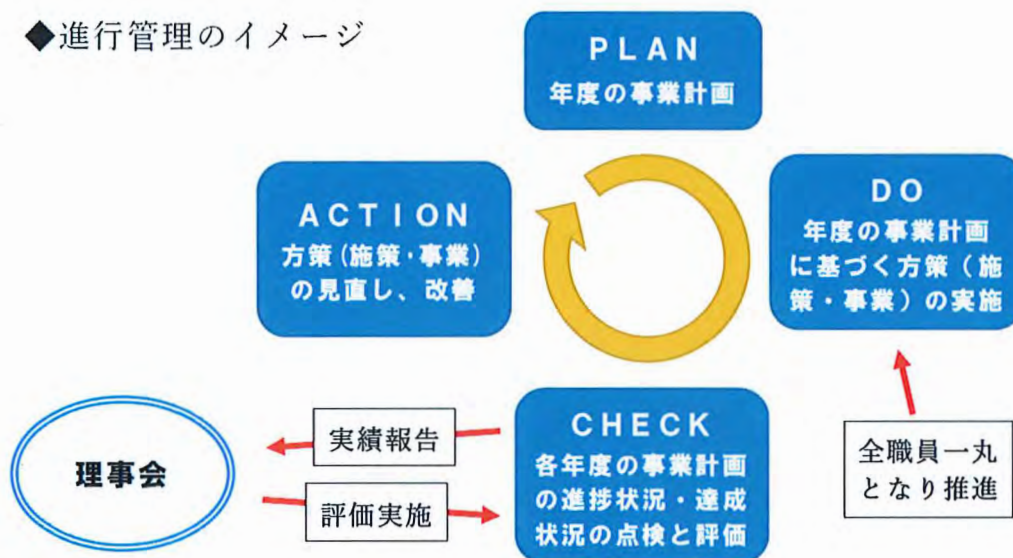


7 計画の進行管理と評価

(1) 進行管理及び評価の時期と方法等

発展・強化経営計画の進行管理及び評価においては、PDCAのマネジメントサイクルを組織内に確立します。

◆進行管理のイメージ



計画に基づく実績等を評価し、計画の進行管理を行い、その結果を次年度以降の事業展開に反映させます。

また、必要に応じて外部有識者による評価の導入を検討します。

① 進行管理

職員の責任者及び担当者を定め、事業単位等で経営計画進行管理表を用い、四半期（もしくは毎月）、中間、年度の定期に進捗状況を把握します。

② 自己評価

進行管理表にもとづき進捗状況を確認し、目標値に照らし業務執行状況を評価します。計画と実績に乖離がある場合は、原因と課題を把握したうえで、課長会等で早期の対応を行い、さらに三役会議、理事会の開催時に、報告及び評価をします。

③ その他の（外部）評価

自己評価等の結果について、監査時に報告します。

④ 公表

設定した目標値に対する実施状況について、状況をとりまとめ、毎年度理事会及び評議員会で進捗状況及び評価について報告をします。

また、奥州市担当部（担当課）に報告し意見を求め、福祉だより及びホームページで公表します。

あわせて、必要によっては、住民福祉懇談会において周知及び公表します。

(2) 進行管理表

適宜な様式を別途定め、各職員が適切に確認できるものを作成します。